

第 204 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 12 月 23 日(木) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1 番 高橋 政伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信子	7 番 古田川 光彦	8 番 内 田 吉彦
9 番 藤 原 康正	10 番 石 原 隆幸	11 番 石 原 敬士	12 番 松 原 武雄
13 番 磯 田 光徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇田川 光好	16 番 安 部 備造
17 番 勝 部 定次	18 番 金 倉 弘美	20 番 八 澤 幹夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克己	23 番 和 久 利 健	24 番 高 橋 正敏	25 番 石 原 宏二
26 番 賀 元 春男	27 番 若 月 勝久	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功
31 番 山 田 幸則	32 番 福 本 成美	33 番 安 部 治美	35 番 松 原 康夫
36 番 岩 田 孝史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏久	40 番 石 原 博
41 番 足 立 康夫	42 番 松 島 昭夫	43 番 原 田 二郎	

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会	事 務 局 長	森 山 昇
農 業 振 興 課	農 政 グ ル ー プ	廣 田 駿 二

5. 欠席委員(4名)

19番 和久利委員 30番 小池委員 34番 ト藏委員 39番 永濱委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地利用集積計画の承認について (一括方式)

議案第 6 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第 7 号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第204回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者はございません。18名中18名出席ですので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 立石委員、4番 若槻委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号から議案第7号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/畑。面積120㎡のうち120㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由、農業用倉庫。用途区分変更については、県の同意を得て、令和3年10月21日に公告されています。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 非農地判断の案件です。番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/原野。面積734㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。昨年の農地パトロール・荒廃農地調査においてB判定のうち、非農地判断をしたもので、今年10月までに所有者に承諾書をいただいた荒廃農地です。なお転用案件・賃貸借の設定があるもの、写真がなかったものは除いています。 今回、承認をいただければ所有者と、法務局・島根県・役場税務課へ非農地通知をいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について非農地と判断いたします。 次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年

事務局	12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/畑または田、現況/畑または田および雑種地。面積は300㎡他で計4,280㎡。権利種別は3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は130.7aです。対価は総額4万円です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は341㎡。権利種別は3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は3.4aです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和3年11月25日です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積は308㎡。権利種別は3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は183.4aです。対価は総額10円です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況、ともに田。面積は47㎡他で計193㎡。権利種別は3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は89.5aです。対価は総額15万円です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/畑または雑種地。面積は321㎡他で計477㎡。権利種別は3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は92.3aです。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。現地は□□□□自治会で、■ ■ ■ ■にある田畑です。すでに○○○○さんは、家もこちらのほうにはなく、帰ることもないということで、2軒隣の△△△△さんがいままでずっと耕作しておられましたので、総額4万円の対価ですべて譲渡したいという案件でございます。△△△△さんは、急傾斜地の田圃でございますけれど、きれいに整備をしておられますので、何ら問題ないそうです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号2について、27番若月が補足説明させていただきます。 先ほどの説明に出たように、空き家付き農地の物件でございます。場所は□□□□自治会内、 ■■■■にある農地です。家屋と隣接している平坦な畑で、非常に活用が見込まれると思います ので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号3について、33番安部が補足説明させていただきます。場所ですが、□□□□地区は■■■■自治会にありまして、□□□□があり、その先には民家がございます。最終の畑、田圃と いったところでございます。譲渡人は▲▲▲▲に居住されています。譲受人の△△△△さんはご 家族様でございまして、■■■■自治会に居住されています。ご家族様が、田圃をすべて畑に変 えておられまして、野菜等作っておられるのですが、今回譲渡の農地も、野菜や、少し果物も植え てみたいということで、今回の申請になっています。対価については10円ということですが、ご家族 の関係ですので、その辺りも併せて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号4から番号5について、受け手が同じですので、一括で担当委員の補足説 明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	番号4から番号5について、39番永濱が補足説明させていただきます。 番号4について、場所は□□□□地区の■■■■地内でございます。□□□□に隣接し、国 道と■■■■川に挟まれた水田です。国道が拡張されて大きくなった時、団地があったというこ とで、このたび譲り受けをするという案件です。 番号5について、同じ圃場でございますが、川べりの方に畑がございまして、それもこの機に譲 り受けをするという案件でございまして、譲受人の△△△△さんは、地元の中堅的な農家でござ いまして、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について可とすることに決しました。 次、番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/畑。面積10㎡、他で計21㎡。譲受人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的は墓地。施設等、墓地及び墓地管理地。転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり、急な参道の先で管理や参拝ができないため、申請地に移転する。除地については、県の同意を得て令和3年10月4日に公告されています。 以上の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号1について、33番安部が補足説明させていただきます。次の議案である農地法第5条の関係も含めてありまして、まずこちらの農地ですけれども、□□□□に■■■■がございます。転用理由にありますように、私も行ってみましたけれど、山の中腹に墓地がございまして、お参りされる方も年を取られまして、上がることができないような状況です。今回、教会に隣接する田圃を墓地にしたいという申請でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目は登記簿/田または畑、現況/畑。面積5.83㎡他で計17.83㎡。権利種別は使用貸借権です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。借受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用の理由、現在の墓地が山の中腹にあり、急な参道の先で管理や参拝ができないため、申請地に移転する。除地については、県の同意を得て令和3年10月4日に公告されています。 □□□□番の筆については、平成2年度から平成13年度において、□□□□地区県営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地として判断いたしました。 許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号2、農地の所在、□□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑、面積11㎡。権利種別は使用貸借権です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、会社員。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用の理由、現在の墓地が山の中腹にあり、急な参道の先で管理や参拝ができないため、申請地に移転する。除地については、県の同意を得て令和3年10月4日に公告されています。 番号3、農地の所在、□□□□番。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積272㎡。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業 ■■■■。転用目的は一般個人住宅。施設等、個人宅地。転用理由は、申請地は昭和56年に売買取引があったが手続き未了のまま現在に至る。2世帯住宅として利用するため、手続きを整理したい。追認です。顛末書を読み上げます。 これらの土地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1から番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	33番安部が補足説明させていただきます。 番号1について、○○○○さんは、こちらの□□□□を継いでおられます。番号2について、△△△△さんは、○○○○さんのきょうだいさんで、現在▲▲▲▲の方で居住されています。今回申請されている部分につきましては、□□□□の墓地ということでございます。

33番	番号2について、〇〇〇〇さんに名義を移し、■■■■の墓地をそちらに建てたいということです。道を挟んで両側に墓地を建てるということになります。問題はないと考えておりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1から番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。
43番	番号3について、43番原田が補足説明させていただきます。顛末書にもありましたように、以前から宅地として利用されております。場所は□□□□地内で、昭和56年からということですので、今後は法令順守ということを本人さんも表明しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 農地中間管理機構(公益財団法人しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1から番号9につきましては、△△△△です。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 357㎡です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 404㎡他で計2, 665㎡。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 814㎡。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,957㎡他で計5,262㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積337㎡他で計1,571㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,692㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,969㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積924㎡他で計2,678㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積992㎡他で計3,025㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。
議長	次に番号10、11につきましては、△△△△です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,616㎡他で計5,476㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,863㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1から番号9につきましては、全て△△△△が受け手でございますので、担当委員の一括説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	番号1から番号9について、26番賀元が補足説明させていただきます。 場所は□□□□集落の公会堂ならびに作業場があります。今回の田圃は、その農道を挟んだ両側周辺にかたまっています。これまでも△△△△の方で維持管理しておられまして、今回5年間の契約が経ち、新たに公益財団法人しまね農業振興公社を通じて5年間の管理をされるということで、何ら問題ないとおもいます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1から番号9について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から番号9について一括承認することに決しました。

議長	次、議案第5号番号10について、担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号10について、33番安部が補足説明させていただきます。場所は、□□□□地区■■■■自治会です。■■■■自治会の谷に入る橋がありまして、特に目印になる建物等はありませんが、近くには□□□□さんの育苗ハウスが4棟あります。そこから少し離れたところにある耕作田3筆でございます。すでに△△△△が作っておられまして、今回新規の承認申請でございますが、何ら問題はないと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号10について承認することに決しました。 次、議案第5号番号11について、担当委員の補足説明をお願いいたします。42番松島委員。
42番	番号11について、42番松島が補足説明させていただきます。この場所は、以前から△△△△が耕作されており、今回は公益財団法人しまね農業振興公社を通してということで、何ら問題ないと思っていますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号11について承認することに決しました。 次、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年12月23日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、地目は登記簿/現況ともに田。面積1,200㎡他で計4,115㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は201.5aです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,588㎡他で計10,314㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

事務局	番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,667㎡他で計4,163㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は207.2aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積848㎡他で計1,594㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積686㎡他で計10,272㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,583㎡他で計10,087㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積467㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,842㎡他で計5,024㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は2,251.6aです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積747㎡他で計9,190㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年1ヵ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積4,478㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑。期間は9年8ヵ月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1について、27番若月が補足説明させていただきます。2つの圃場は、□□□□地区、■自治会内にございます。□□□□です。△△△△さんが所有している田圃に隣接していま

27番	す。荒木さんは熱心に農業をされていますし、管理も丁寧にされています。何ら問題ないと考えられますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 次、議案第6号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。
29番	番号2について、28番藤原が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは■■■■自治会の方で、△△△△さんは□□□□自治会の方です。□□□□に地番□□□□番台の農地があります。■■■■、〇〇〇〇さんのご自宅と、残りの地番□□□□番台の農地があります。□□□□からはだいぶ離れていますが、もう20年くらい△△△△さんが作っているということで、再設定でございます。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2について承認することに決しました。 次、議案第6号番号3について、担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号3について、29番藤原が補足説明させていただきます。該当の圃場は、□□□□地区■■■■自治会の集会所横、川沿いに200mくらい離れた自宅の前の田圃2枚です。〇〇〇〇さんは高齢となり今後耕作は無理ということで、同じ自治会内でいらっしゃる△△△△さんをお願いしたところであります。△△△△さんは推進委員であり、維持・管理に何ら問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号3について承認することに決しました。 次、議案第6号番号4について、担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。

31番	番号4について、31番山田が補足説明させていただきます。この圃場は、□□□□地内にあります。■■■■に□□□□の集会所がございます。その横の圃場2枚です。これまでも、耕作・周辺管理をきれいにされておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号4について承認することに決しました。 次、議案第6号番号5から番号8について、受け手が同じ△△△△ですので、一括で担当委員の補足説明をお願いいたします。17番勝部委員。
17番	番号5から番号8について、17番勝部が補足説明させていただきます。所在地はいずれも□□□□集落でございます。出し手で番号5の○○○○さんと番号7の○○○○さんは、△△△△の組合員でもあります。番号5から番号7については再設定でございます。番号8については新規ですが、△△△△さんが今年までは自分で耕作されていたものを、来年からは△△△△でされるという案件でございます。圃場の管理も充分に行き届いております、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号5から番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号5から番号8について承認することに決しました。 次、議案第6号番号9について、担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	番号9について、39番永濱が補足説明させていただきます。農地は□□□□地区■■■■地内の●●●●自治会にございまして、□□□□の裏にこちらの○○○○さんのお宅がございます。その周りに5枚ほどの水田があります。そこから150m▼▼▼▼寄りに行きますと、□□□□がございます。その裏手側に4枚、合計9枚の水田でございます。受け手は地元の篤農家である△△△△さんでございます。再設定でございまして、これまでも適切な管理がされておりますので、何ら問題ないと思われま。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号9について承認することに決しました。 次、議案第6号番号10について、担当委員の補足説明をお願いいたします。38番堀尾委員。
38番	番号10について、38番堀尾が補足説明させていただきます。場所ですが、□□□□にある農地です。△△△△さんは酪農と、黒毛和牛の繁殖農家でございます、この場所で牧草を作るといふことですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
事務局	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号10について承認することに決しました。 次、議案第7号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	失礼します。農業振興課・農政グループの廣田です。農振除外の担当をしています。よろしくお願いいたします。議案7号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について説明します。内容は、用途区分変更2件、275㎡です。 整理番号1番、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1416㎡のうち97㎡。土地所有者および事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由は農業用施設用地です。 整理番号2番、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積269㎡のうち178㎡。土地所有者および事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由は農業用施設用地です。 詳細については、添付資料に位置図及び利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号1から番号2について承認することに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。 (勝部代理より町の再生協議会について報告) 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は1月25日(火)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 3番 ⑩

議事録署名委員 4番 ⑩